北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月十五日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五号

(三) 占用を制限する区域

小樽市銭函二丁目七〇六番一地内

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年五月十五日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月十五日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十九号

(三) 占用を制限する区域

北海道古宇郡泊村大字興志内村国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一二〇六林班は小班地先から同村大字興志内村国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一二〇六林班は小班まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年五月十五日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月十五日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十号

(三) 占用を制限する区域

釧路市阿寒町飽別五十六線一六番三から同市阿寒町飽別基線一六番一〇まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年五月十五日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月十五日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百九十二号

(三) 占用を制限する区域

北海道白糠郡白糠町茶路基線一五九番二から同町ノイベツ一〇番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年五月十五日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

法務

公証人任免

京都地方法務局所属公証人齋木稔久は願により公証人を免ぜられた。（四月三十日）

静岡地方法務局所属公証人岡田治は願により公証人を免ぜられた。

市原久幸は公証人に任命され、静岡地方法務局所属公証人岡田治の後任を命ぜられた。

静岡地方法務局所属公証人樋口勝男は願により公証人を免ぜられた。

鈴木敏宏は公証人に任命され、静岡地方法務局所属公証人樋口勝男の後任を命ぜられた。

金沢地方法務局所属公証人澤田正史は願により公証人を免ぜられた。

髙田浩は公証人に任命され、金沢地方法務局所属公証人澤田正史の後任を命ぜられた。

田中康裕は公証人に任命され、広島法務局所属元公証人古賀輝郎の後任を命ぜられた。（以上五月一日）（法務省）